高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例案の概要 <南海地震条例づくり検討会>

1 条例の検討経過(平成18年5月22日「高知県南海地震条例づくり検討会」設置)

①条例に盛り込むべきテーマと内容の検討(第1回~第7回検討会)

南海地震から命を守るために取り組むべき重要なテーマを、53 項目設定し、それぞれのテーマごとに、内容(自助、共助、公助の役割)を議論した。

また、条例づくりシンポジウムに検討委員6名が参加し、「災害時要援護者問題」と「避難場所・避難路の確保」をテーマに、パネルディスカッションを行った。

②条例骨子の検討、まとめ(第8回~第15回検討会)

①での検討や県が実施した県民ワークショップ(10 箇所で約 400 人が参加)での意見を踏まえて条例の骨子案を作成。パブリックコメントで出された意見を踏まえて、条例の骨子をまとめた。

③条例案の検討、まとめ(第15回~第18回検討会)

条例の骨子をもとに作成した条例案文を検討し、パブリックコメントで出された意見を踏ま えて、条例案をまとめた。

2 県民に分かりやすく、理解されやすい条例とするための工夫

- ①この条例は、自助・共助・公助のよりどころとなるものであるため、県民や事業者の方が、 条例に親しみがもてるよう、語尾を「です・ます」調とした。
- ②災害がイメージされ、互いの役割分担や連携、対策の必要性などが理解されやすいように、揺れ、 津波、火災、土砂災害といった災害事象別に構成した。
- ③南海地震対策の中でも最も重要な「震災に強い人づくり、地域づくり、ネットワークづくり」に ついて各災害事象に共通する取組として一つの章(第9章)にまとめた。

3 条例作成に当たっての論点

①条例での罰則の適用

条例案の作成を通じて、罰則を用いるかどうか検討したが、この条例は、自助・共助の主体的な取組を進めるためのより所となるもので、罰則をもって、その取組を進める判断には至らなかった。

②市町村に関する規定

県の条例で、市町村に義務を負わせたり、基本的に新たな事務を生み出すことは記載できないが、南海地震対策については、住民生活に身近な市町村が取り組むべき事項が多いため、総則に市町村の役割を規定したり、県の連携する相手方としての位置づけで規定する工夫をした。

③自助・共助・公助の規定の仕方

基本理念は、自助・共助・公助、それぞれに違った役割があることが理解されるような表現

とした。また、県民自らの自助の取組を押しつけられたような印象を受けることのないよう、 自らの命は自らで守ることを権利の面から規定した。(第3条)

④災害時要援護者への支援の促進

災害時要援護者を地域で支え合うネットワークづくりを進め、災害時要援護者やその家族と 支援者との間で日頃から支援の方法が確認されるように規定をした。個人情報の適正な取扱い に関する規定を盛り込んだ。(第9章第2節)

4 条例に盛り込む内容の視点

南海地震対策は広範多岐にわたり、その全てを条例に盛り込むことはできないため、次の四つの視点から、条例に盛り込む内容を検討した。

「県民の皆様の生命に関わること。」「県、県民、事業者等との役割分担や連携に関すること。」 「県民の皆様、事業者等に必要性や仕組みについて理解を求めるもの」

「県民の皆様、事業者等に守っていただきたいこと。」

5 条例の概要

条例の内容は、事前の備えに重点を置きながらも、地震発生後の応急対策なども対象にした うえで、取組の基本的な考え方やそれを実現するための仕組みなどを規定した。

(1) 基本理念(第3条)

- ① それぞれの役割のもとに努力し、相互に連携して取り組んでいくこと。
- ② 県民は、自らの自覚に基づく「自助の取組」、地域を構成する様々な人々や団体は、相互に助け合う「共助の取組」を進めること。
- ③ 県は、自助・共助の取組の支援及び社会基盤の整備等の「公助の取組」を進めること。
- ④ 取組の輪を広げ、全県的な運動として展開し、地震への備えを習慣化することで、防災文化を根付かせていくこと。

(2)特徴的な条項

- ●南海地震による被害を軽減するために効果的な対策として
- ・昭和56年以前の建築物の耐震化の推進(第9条)
- ・津波からの避難行動、津波避難計画の作成の推進(第14条、第15条)
- ・県民の備え、事業者の備え、自主防災組織の活動(第33条~第35条)
- ・児童等の発達段階に応じた防災教育の実施(第40条)
- ●今日的な課題への対応として
- ・地震動警報(いわゆる緊急地震速報)を知ったときの行動(第8条)
- ・緊急避難場所(津波避難ビル等を含む。)の確保(第18条)
- ・医療救護活動におけるトリアージへの県民の理解(第25条)
- ・震災復興のための事前の検討(第31条)
- ・「災害時要援護者を地域で支え合うネットワーク」づくりを中心とした支援(第37条)
- ●実効性のあるものとするために
- ・南海地震対策推進週間の定め(第 36 条)
- ・高知県南海地震対策行動計画の作成、実施状況の点検と公表、実施効果の検証(第43・44条)